

1 中学部生徒心得

- (1) 心身を鍛え、学習に励もう。
- (2) 明るく真面目に生活しよう。
- (3) ねばり強く、最後までなしとげよう。
- (4) よく考え、はじめある行動をしよう。
- (5) 進んで仕事をしよう。
- (6) 思いやりと感謝の気持ちをもとう。

2 学校内外での生活について

1 学校内外での生活で、困っていることや悩み等がある時には、一人で考え込まず、身近な信頼できる話しやすい人に相談する。

2 校内生活

(1) 登校

- ・ 服装と容儀を正し、忘れ物がないよう確認して登校し、心のこもったあいさつをする。
- ・ 交通規則を守り、いつも決まった通学路を登校すると共に、交通安全に特に気を付ける。
- ・ 自転車での通学は、現時点では交通事情により禁止する。
- ・ 8時10分までに登校し、朝自習や清掃作業等の自主活動に、積極的に参加する。
- ・ 学用品以外の物（学習に不必要な物）を校内に持ち込まないようにする。
- ・ 欠席・遅刻・早退の時は、その理由を担任に届ける。

(2) 授業および試験の心得

- ・ 始業時刻の1分前には、学習の準備をして着席する。
- ・ 授業の始まりと終わりのあいさつは、きちんとする。
- ・ 授業に遅れたり、忘れ物をしたりしないように注意する。
- ・ 試験においては厳正な態度で臨み、不正行為のないようにする。
- ・ 試験中必要な用具以外の品物は、所定の場所に置くと共に、用具の貸借はやめる。

(3) 休み時間

- ・ 教室や廊下での行動は静かにすると共に、原則として他の教室に出入りしないようにする。
- ・ ドアや窓の開閉はていねいにし、器物の破損や事故等のないようにする。
- ・ 先生方や来訪者に会ったら、進んであいさつするよう心がける。

(4) 放課後及び下校

- ・ 放課後、特に用事のない者は速やかに下校する。帰宅途中の寄り道はしない。
- ・ 課外活動に参加する者は、活動許可願いを提出して学校長の許可を受け、別に定められた規定をしっかりと守る。

(5) その他

- ・ 職員室への出入りは、許可を受けると共に、会議中や試験期間中は入室しないようにする。
- ・ 所持品はしっかり管理すると共に、学年、組、氏名を明記する。
- ・ 生徒間の金銭及び物品の貸借や、交換、売買はしない。

3 校外生活

(1) 外出

- ・ 外出の際は制服を着用し、身分証明書を携帯する。外出に当たっては保護者、寄宿舎指導員の許可を受け、無断で外出しないようにする。
- ・ 保護者同伴の場合を除き、夜間外出および外泊はしないようにする。

(2) その他

忌引日数は次のとおりである。

父母—7日 祖父母・兄弟姉妹—3日 おじ・おば—1日

3 服装等について

◎ 服装および容儀は、常に清潔なものをきちんと着用するよう心掛ける。

1 男子服装

(1) 冬服

- ・ 冬服は学校指定の学生服を着用する。
(学生服のボタンは金色で中の字の入ったもの)
- ・ 上着の下には白のカッターシャツを着用する。
- ・ セーター・トレーナー等を着用するときは、黒・紺・茶系統とし、制服からはみださないようにする。

(2) 合服

白のカッターシャツを着用する。

(3) 夏服

- ・ 白の開襟シャツに黒ズボンを着用する。
- ・ 制服の下は、肌着を着用する。

(4) ズボンのベルト

- ・ ベルトを使用する。

2 女子服装

(1) 冬服

- ・ 白3本の襟線をつけた濃紺のセーラー服で、白の三角ネクタイをつける。
- ・ スカートは、同色のプリーツスカートとし、膝がかくれる程度のものを着用する。
- ・ 制服の下に着用するセーター等は、黒・紺・茶系統とし、制服の首元から見えてもよい。但し、その日の気候状況や自分の体調を考えて、服装選びができるようにする。
- ・ 上着は黒・紺系統のものとし、原則的に登下校時のみとする。
(着用する際は担任の許可を得ること。)

(2) 合服

- ・ 白の丸襟で長袖のブラウスにリボンをしめる。
- ・ スカートは冬服と同じものを着用する。

(3) 夏服

- ・ 白のセーラー服型半袖ブラウスで、襟は灰色・青色の地に3本の白線を入れ、襟と同じ色のネクタイをする。
- ・ スカートは襟と同色のプリーツスカートとする。スカート丈は膝がかくれる程度とする。
- ・ 合服・夏服の下は黒・紺・白の肌着を着用する。

(令和6年度入学生以降) 男女共通

- (1) 冬服
 - ・ 冬服は学校指定のブレザーを使用する。
 - ・ ブレザーの下には、指定の長袖シャツを着用する。
 - ・ セーター、トレーナー等を使用するときは、黒・紺・茶系統とし、制服からはみださないようにする。
- (2) 合服
 - ・ 指定の長袖シャツにスラックス・スカートを着用する。
- (3) 夏服
 - ・ 上衣はポロシャツを着用する。(色は黒・紺とする)
 - ・ 下衣はスラックス・スカートを着用する。
 - ・ ポロシャツの下は、肌着を着用する。
- (4) ズボンのベルト
 - ・ ベルトは使用する。

3 制服の着用基準期間

- (1) 冬服
11月～4月
- (2) 合服
4月と10月
- (3) 夏服
6月～9月

※ その日の気候や体調等を考慮して制服を着用する。但し、儀式等の時は制服をそるえる。

4 バッジ

- (1) 男子
冬服、合服、夏服共に左襟に着用する。(令和6年度入学生は着用しない)
- (2) 女子
 - ・ 冬服はセーラー服の左襟元付近に着用する。(令和6年度入学生は着用しない)
 - ・ 合服はジャンパースカートの左襟元付近に着用する。

5 防寒着

- (1) コートや手袋等
 - ・ 生徒の体調等、必要に応じて担任の許可を得て着用する。
 - ・ 着用する場合は、登下校のみ使用し、教室では脱衣する。

6 靴

- (1) 通学および外出用
白系統の運動靴を履く。
- (2) 体育館シューズと区別して履く。
- (3) 体育館シューズ
学校指定のものを履く。

7 靴下

- (1) 男女共通
 - ・ 白を原則とする。ハイソックス・ルーズソックスは使用しないようにする。ショートソックスは、くるぶしが隠れるものとする。
 - ・ ワンポイントについては、特に大きくないものを着用する。

- (2) 女子
 - ・ タイツは、黒・紺色のものを使用する。
 - ・ 黒のタイツを着用している場合のみ、黒・紺色のソックスを着用する。
- 8 アクセサリー等
 - アクセサリー類の着用は禁止する。
- 9 校外学習等の服装
 - 行き先や目的に応じた服装を着用する。
- 10 体育の服装等
 - ・ 体育服・カバンおよび補助バッグについては、別に規定された事項を守るようにする。

4 頭髪について

- ◎ 清潔にして、健康に過ごすための頭髪を心掛ける。
 - 1 男女共通
 - ・ 髪の毛は、活動しやすい・前髪が目につれない長さにする。
 - ・ 染髪、脱色、整髪料、パーマ、眉そり、化粧等は禁止する。
 - ・ 一部を伸ばさない。
 - 2 男子
 - (1) 髪型
 - ・ 清潔な髪型を心掛ける。
 - ・ 髪が目や耳、襟にかからないようにする。(健康面・安全面に配慮する)
 - 3 女子
 - (1) 髪型
 - ・ 清潔な髪型を心掛ける。
 - ・ 後頭部の髪の長さが襟首より長いものは束ねるようにする。
 - ・ 前髪が目にかからないようにする。
 - (2) 髪どめ等の色
 - 髪どめ、ゴム紐は、黒、紺、茶色の安全なものを使用する。
 - (3) ストレートパーマ
 - パーマは原則禁止しているが、ストレートパーマは許可制とする。保護者が許可承諾書に理由を記入して学校に提出する。(書式1)

5 携帯電話・スマートフォン持込について

- 1 携帯電話・スマートフォン持込について
 - ・ 携帯電話・スマートフォンについては、学校としてはあくまでも緊急連絡用として、電話やメール機能のみを使うという前提で持込の許可を行う。
 - ・ 犯罪、トラブル等に巻き込まれることを防ぐために、必ず携帯電話各社とフィルタリングの契約をする。フィルタリング契約のない携帯電話・スマートフォンについては、フィルタリング契約後、持込許可の申請をする。
 - ・ 携帯電話・スマートフォン持込許可願の内容を熟読のうえ、提出する。
- 2 携帯電話・スマートフォン持込許可願（書式2）
 - ・ 別紙において携帯電話・スマートフォン持込許可願を記入し、提出する。
 - ・ 用紙は中学部職員室に保管してあるので、各自で受け取る。
 - ・ フィルタリングの設定を証明する書類を添付して、提出する。
 - ・ 携帯会社がフィルタリング証明書を発行できない場合は、学校で作成した「携帯電話フィルタリング加入証明書」に携帯会社の押印をもらって提出する。

6 体育服・カバン・補助バッグについて

◎ 購入の申し込みは、体育部の先生方へお願いする。

- 1 ジャージ（上着・ズボン）
男女とも指定のものを着用する。
- 2 半袖シャツ・ショートパンツ
男女とも指定のものを着用する。
- 3 体育館シューズ
男女とも指定のものを着用する。
- 4 体育帽子
男女とも指定のものを着用する。
- 5 カバン
 - (1) 通学用カバン
学校指定のカバンを使用すること。
 - (2) 補助バッグ
 - ・ 学校指定のバッグを使用すること。

※ リュック式とする理由 交通安全、安全行動の妨げにならない。また、校外学習や他の機会にも使用できる。
--

7 諸届けについて

◎ 一週間以上、長期旅行に出かけたり、県外の催し物や各種大会（個人参加）、保護者が同伴しない宿泊行事等に参加したりする場合、事前に学校長に届け許可を受ける。

1 届け出の基本事項

(1) 届け出の用紙

- ・ 用紙は中学部職員室に保管してあるので、各自で取りに行く。（書式3）

(2) 届け出書の提出

- ・ 保護者の承諾のもと、別紙「届け出書」を提出する。
- ・ 必要事項を記入し、学校長へ届けるようにする。
- ・ 行事等への参加の意思を事前に担任にも必ず連絡しておく。

(3) 届出事項の実施

- ・ 届出事項の実施または参加にあたっては、保護者または責任もてる人が同行する。
- ・ 届出事項の実施または参加中に、事故その他の責任は保護者で負うこととする。

